

西 監 第 117 号
令和 4 年 2 月 9 日

請求人
<匿名> 様

西尾市監査委員 糟 谷 修
西尾市監査委員 藤 井 基 夫

西尾市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

令和 3 年 12 月 15 日付けをもって提出のあった地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく西尾市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、監査結果は下記のとおりであるので、同条第 5 項の規定により通知する。

記

第 1 請求の要旨

請求の要旨は、以下のとおりである。（原文のとおり）

西尾市職員措置請求書
（住民監査請求書）

西尾市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨
別紙記入

2 請求者
住所 西尾市●●●●
氏名 <匿名>
TEL ●●●●

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2021 年 12 月 14 日

西尾市監査委員あて

西尾市監査委員様 糟谷修様 藤井基夫様

私は西尾市の一市民として現在進められている西尾市と SPC●●●●の PFI 事業について、適正な運用が確保されていないため西尾市民全体の利益を保護のため、PFI 事業の一色公民館他 3 館の積算根拠のない不当な電気料金等の過払い分の返還及び今後の過払い分の支払い中止を西尾市長に求めます。

経緯

① 令和 2 年 3 月定例議会 2 月 28 日一般質問において電気料金の競争入札により大幅な経費節減が可能になったにもかかわらず、SPC は電気料金の予定額との差異を考慮せず請求し、それを西尾市は積算根拠不明にも関わらず支払った。その金額は実支払いの倍以上の部分もあり、到底市民として納得できない。

そのことに対して当時総合企画政策部長の近藤現副市長は質問に対して下記のように答弁した。

1. ○総合政策部長（近藤芳英） 指定管理者制度における一般的な考え方で申し上げますと、指定管理者との協定により管理業務の対価が支払われる場合に、管理業務が適正に執行され、経営努力の結果、指定管理者に余剰金が生じて、いわゆる企業努力として評価することが一般的であります。本市が指定管理を行っている 24 施設では、精算している施設と精算していない施設が混在しておりますが、市と事業者双方の協定により定められるものでありまして、いずれも適正な協定であると考えております。

なお、指定管理者が企業努力とは関係ないところで、例えば新電力による電気料金の引き下げが主な要因で、過大な余剰金の発生が見込まれる場合などについては、市と事業者が調整を図り、協定内容の変更について検討することも必要であると考えております。

資料 1

令和 2 年 3 月定例議会 2 月 28 日
鈴木のりこ議員一般質問より

②令和 3 年 10 月 西尾市議会議員の鈴木のりこ議員の議員活動報告書資料によれば PFI 事業の一色町公民館他 3 館の電力会社への電気料金が令和 2 年度決算によると、合計で約 921 万円にもかかわらず SPC からのサービス対価として約 2,383 万円 支払ったことを知った。

その差額 1,462 万円/年 資料 2

③同年同月同じく西尾市議会議員の杉浦こうき議員のチーム・こうき 通信によれば一色 3 館の水道光熱費に対して同様の問題点が指摘されていることを知った。

資料 3

(複数年度の差額合計金額 38,494,549 円記載)

④令和 3 年 11 月

そこで私はこの件につき、西尾市役所の担当課の資産経営課に出向き上記疑問を問い合わせたところ、

●●

「通常の 2 倍も電気料金を支払うことはとても市民感覚とおかしいです。これは何で

すか？」

担当者

「契約上決まった金額を支払うことになっているのでどうしようも出来ません」

●●

「令和 2 年度はコロナ感染症蔓延防止のため西尾市のいろんな施設が閉館や利用制限がされたことで、当然大幅なランニングコストの電気水道光熱費が減少していることは、分かりきった事実なので、その分を例えば日割り計算し話し合いできちんと対応してもらいべきです。交渉はしましたか？」

担当者

「交渉していません。」

私

「それでは SPC に支払った【積算根拠不明】の電気料金と実際に使用した電気料金の差額（約 1,400 万円/年）は返してもらいことなく今後も SPC に差し上げるのですか。合理的説明をお願いします。どうなっていますか？」

担当者

「一色の 3 館の事業費として 1 億 2,000 万円/年に支払っていますがこれが事業の運営費、光熱費分すべてという契約で、個別の電気水道光熱料金をどうこう考えていません。また現在 SPC に対して契約解除を本年度末を期限に通知しており、このことに対して相手方と交渉できる状態にありません。

私

「明細書に電気料金と請求する以上根拠に基づき請求されるのが当然であり、勝手に請求者が科目の変更をして利用をできることおかしくありませんか？市民の税金です返してもらって下さい。公金の無駄使いをやめてください。2020 年 2 月 28 日の議会の時と 9 月 16 日決算委員会の時市長は対応すると答弁しています。」

担当者

「・・・・・・・・」

資産経営課 星野 様 小倉 様

私の知った事実

① 今回の電気料金等は 17 万西尾市民の代表として市長及び現副市長は下記のように答弁したにもかかわらず SPC との経費節減の協議を怠り、2 年以上放置し今も曖昧にしたまま何もしていない状態は、結果としてそれを受け入れている状態にほかならず、もっと市民の財産を預かっている認識を持たなければならない。

資料 1 資料 4

(議事録より抜粋)

2020/2/28

○総合政策部長 (近藤芳英)

「なお、指定管理者が企業努力とは関係ないところで、例えば新電力による電気料金の引き下げが主な要因で、過大な余剰金の発生が見込まれる場合などについては、市と事業者が調整を図り、協定内容の変更について検討することも必要であると考えております。」

○資産経営局次長 (築瀬貴央)

先ほどの総合政策部長の答弁にもありましたとり、協議をする余地は残っているのではないかというふうに考えております。

(議事録より抜粋)

2020/9/16

○委員（鈴木規子） 昨年もそうでしたし、その前年についてもそうでありました。いずれも適正妥当な支払い額とする交渉がなされなければ、市民の理解は得られないと思います。現実的に原課からは資産経営に対して、そうした要望が出されているのかどうかお尋ねをします。

○教育部次長（齋藤武雄） 担当課からは、こういった状況につきましては資産経営には、この交渉を SPC としていく必要があるのではないかとすることは申し上げているところをごさいますて、引き続き、こういったことは申し上げてまいりたいというふうに考えております。
以上です。

○委員（鈴木規子） このサービス対価の取り決めが、どういうふうに行われているかということをチェックしてみましたところ、需用費の部分、光熱費、水道費と若干の消耗品について、サービス対価が今おっしゃられたような予算額で決められております。それ以外の人件費ですとか施設管理費、自主事業その他については、また別の枠のサービス対価が取り決めされています。こういうふうに分けられているということは、光熱水費の需用費のサービス対価となっているわけですから、ここでお金が余ったからといって、ほかの費目のサービス対価の方に準用するというのは、これは会計制度上からもいかなものかと思うわけでありまして。ここが分けてあるということは、それなりの理由があったものと思いますので、適正妥当な変更は可能であるというふうに考えますが、いかがでしょうか。資産経営課はおられませんので、副市長にお尋ねします。

○副市長（近藤芳英） 一度持ち帰って、その辺ができるのかどうなのか、それも含めて調べてみたいと思います。

② 西尾市の財務の適正と、市民全体の利益を保護する立場の西尾市長はしっかり市民の立場に立ち対応すべきです。【善管注意義務】

監査委員様に判断してほしいこと

誰が（当該行為等に係る関係機関又は職員）

西尾市長

いつ、どのような財務会計行為を行っているのか

維持管理の業務委託費として実際の電気料金等に比べ倍以上の支払いを行っている
不当な事実

その行為は、どのような理由で違法・不当なのか

より良い西尾市を築くため PFI 事業契約を締結し市民の大切な税金の効率的な経費節減運用を目指して契約したにもかかわらずその目的に反している。

現在も今後もずっと、実際の電気料金等の差額の公金を支払い続ける行為は住民全体の利益に反する。

西尾市長は議会の本会議、決算委員会に対しての答弁で対応すると言ったにも関わらず、実質的にこれを無視した状態である。

そして執行機関の西尾市長とその職員は、市民に説明できるような仕事をしなければならないのに、それを怠りこのことは市民全体の利益の保護を怠った事実にはかなりま
せん。

総務省 資料 5

このまま長期にわたり契約期間中は今後も支払いが継続された場合、資料 1 によれば

その金額は 10 年で 1 億 4,000 万円以上にもなる。
このように湯水のごとく公金が使われることは道理にかなった財務の適正な行為でなく不当な行為である。

重ねて申し上げる。この事実を知り得ている中村健西尾市長も去年の決算委員会でも「精査する」とのことであったが、相手方に対してきちんと説明をして理解を得る交渉も何もしないで、市民の税金（公金）を今後も支払って行くことは不当である。

★「不当」とは実質的に妥当性を欠いていることをいう。対して「違法」とは、法秩序に違反していることをいう。「不当」なものも必ずしも「違法」であるとは限らず、法に違反してさえいなければ、それは「適法」という扱いになる。しかし、如何に適法であっても法の趣旨や目的から見て問題のある行為には変わらない。

その結果、どのような損害が市に生じているのか。
市に財政的な損害の発生（不当な支払いの継続）

どのような措置請求をするのかその行為等を防止し、是正し又は市が受けた損害を補填するために講ずべき必要な措置の概要（だれにどのような措置を請求するのか。）を記載してください。

今後も西尾市が今までのように不当な支払いをすることなく適正な支払いになるように監査委員は調査の上市長に差額の電気料金を遡って SPC に返還請求するよう市長に勧告せよ。

- 資料 1 西尾市公式ホームページより
西尾市議会動画配信記録及び議事録
令和 2 年 3 月定例議会
2 月 28 日 鈴木のりこ議員様一般質問より
- 資料 2 議員報告だより（鈴木のりこ氏）
- 資料 3 議員報告だより（杉浦こうき氏）
- 資料 4 西尾市公式ホームページより
2020 年 9 月 16 日
令和元年度決算特別委員会 議事録
- 資料 5 総務省の住民監査請求資料（抜粋）

※巻末に添付された事実証明書は省略している。また、請求人による文中への下線についても、記載を省略している。

第 2 請求の受理

本件請求は、令和 3 年 12 月 15 日付けで提出された。

また、令和 3 年 12 月 21 日付けで資料 6 として、西尾市議会令和 3 年 9 月 14 日予算決算委員会文教分科会議事録の追加提出がなされ、要件審査を実施した結果、本件請求は法第 242 条第 1 項及び第 2 項の所定の要件を具備しているものと認められたので、同日付けで受理した。

請求の要旨に係る追加は、以下のとおりである。（原文のとおり）

2021年12月21日

西尾市監査委員様へ

本日令和3年9月14日付け予算決算委員会文教部会分科会の議事録抜粋を資料として入手しましたので追加の事実証明書として提出します。

資料6

内容

議会で3年にもわたり電気料金の不当な過払い分を指摘され、その都度、市長は何らかの対応をすることを回答しているにもかかわらず、今だ交渉すら行われていないことは、「西尾市の財務の適正を確保し市民全体の利益を保護すべき市長としてその義務を怠っているそのものです。」

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和4年1月14日に市役所4階監査委員事務局事務室において請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人が出席し、新たな証拠として以下の提出があった。

- ・ 陳述要旨
- ・ 資料7 令和2年4月30日付け西監第134号
西尾市職員措置請求に係る監査結果について（通知）
- ・ 資料8 平成30年11月13日付け西監第80号
西尾市職員措置請求に係る監査結果について（通知）
- ・ 資料9 令和3年6月29日付け西尾市行政評価委員会答申
- ・ 資料10 意見陳述追加資料
- ・ 資料11 2020年9月8日 令和2年文教委員会
物価スライド交渉内容
- ・ 資料12 2020年9月29日 令和2年定例会
議案第82号 一般会計補正予算に反対の討論
- ・ 資料13 2021年9月29日 令和3年9月定例会
令和2年度西尾市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 資料14 2021年9月3日 令和3年9月定例会
- ・ 資料15 公文書開示請求書
- ・ 資料16 令和3年11月号 広報にしお P.38
西尾市方式PFI事業の契約を解除します

請求人が陳述要旨に従い主張した主な内容は、以下のとおりである。

- ・ 市は、新たな官民連携手法（西尾市方式）による公共施設再配置第1次プロジェクトに係る特定事業（以下「PFI事業」という。）契約において、一色町公民館、一色地域交流センター及び子育て・多世代交流プラザ並びに一色学びの館（以下「一色三館」という。）の電気料金が大幅に下がったにも関わらずサービス対価との差額を考慮せず、またサービス対価の積算根拠が不明であるが、支払っている。これは、効率的な経費削減を目指すとする目的に反し、市民全体の利益の保護を怠っている。
- ・ 市長は、議会においてPFI事業契約の受託者である●●●●（以下「SPC」という。）と交渉・協議すると答弁しているが行っておらず、議会の欺いている。また、一色三館

の電気料金について、PFI 事業契約に基づく一色三館の光熱水費に係るサービス対価における電気料金相当額と、SPC が実際に支払った電気料金との差額（以下「当該差額」という。）の返還を SPC と話し合い、市の主張が届くまですべきである。市民のお金だから誰かが言わなければならない、人のお金とっており市の対応は甘く、交渉・協議を行った場合、市民に報告しなければならない。

- ・市の公金は、きちんと理由が付くよう、誰から言われても良いような使い方をしなければならず、勝手なことをしては困る。市長は自分の裁量で SPC のご機嫌を取れば問題は解決すると思っており、市民を置き去りにした公金の無駄遣いが生じている。
- ・市長は訴訟が怖くて目をつむっており、コロナワクチン不正予約受付の時と背景は同じで、上司に進言できない市の権力構造に問題がある。
- ・市長は、住民監査請求の結果、当該差額を取り返すことができる・できないは別にして、何らかのアクションを起こし対応して欲しい。一步を踏み出さなければどんどんお金は流れていく。
- ・結果的にサービス対価が下がれば良い。電気料金は実費を払えば良いだけで、それ以上は払う必要はない。
- ・今年のみだけでも、何らかの形、市民が分かる・納得できる形で、SPC にもアピールしていい方向へ導き、次年度以降の部分についても、今回の交渉に基づいて返還という成果を出して欲しい。交渉において遡る範囲を決定するに際して、監査委員が範囲を決めることではない。
- ・SPC は、一般常識として返還対応して当たり前であり、都合の良いところを持っていくのはおかしい。
- ・監査委員は堂々とした判断をして、監査結果を市長にアピールして欲しい。また、市長要求監査において、担当課職員に無記名アンケートを取っているが、そうした監査手法を取って欲しい。監査の過程でどこに問題があるかを見つけ、良い方向へ導いて欲しい。
- ・PFI 事業契約の解除後、損害賠償請求の話が出た際、現在のサービス対価が根拠となることから、監査委員が当該差額の返還の勧告をした、ということが大切な資料となる。
- ・返還もれの徴収、もしくは今後に向けての変更か、どちらでも良い。やれるところまでやって欲しい。
- ・3年間遡って監査するのは、柔軟性を持って前向きな方向へ行くよう監査結果で判断して欲しい。

2 関係執行機関等の陳述

令和4年1月25日に市役所3階31AB会議室において、下記対象部課の出席者から、監査対象事項について陳述を聴取した。

部	課	出席者	備考
資産経営局	—	局長	
		次長	
	資産経営課	主幹	
		主査	
子ども部	—	部長	
	家庭児童支援課	課長	子育て・多世代交流プラザ所管課
教育委員会	—	部長	
	生涯学習課	課長	一色町公民館及び 一色地域交流センター所管課
	図書館	館長	一色学びの館（図書館部分）所管課
	文化財課	課長	一色学びの館（資料館部分）所管課

3 監査対象事項

PFI 事業契約のうち、一色三館の電気料金に係るサービス対価を支出した行為を監査対象事項とし、請求人の主張から、次のとおり着眼点を定めた。

- (1) PFI 事業契約に基づく一色三館の電気料金に係るサービス対価の支払いが適切に行われたか。
- (2) 当該差額の返還を求める根拠があるか。そして根拠がある場合、市長はその請求を怠ったか。

4 監査対象部課

PFI 事業契約に係る事務を所管する資産経営局資産経営課のほか、一色三館を所管する子ども部家庭児童支援課、教育委員会事務局生涯学習課、図書館及び文化財課を監査対象部課とした。

5 関係書類の調査

監査対象部課に対し関係書類の提出を求め調査を実施した。

第4 監査の結果

請求人が主張する違法又は不当とする理由及びそれに対する監査の結果は次のとおりである。

1 請求人の主張

- (1) PFI 事業契約に基づく一色三館の電気料金に係るサービス対価の支払いが適切に行われていない。
請求人は、以下の理由によりサービス対価の支払いが適切に行われていないと主張している。
 - ・市は、SPC の実際の電気料金支払額の 2 倍以上の異常なサービス対価を積算の根拠もなく支払っているが、電気料金の支払いは実費でなければならず、精算対応しなければならない。しかし、市長を始め市の職員はその事務を怠っている。
- (2) 当該差額の返還請求が行われていない。
請求人は、以下の理由により当該差額の返還請求が行われなければならないと主張している。
 - ・SPC がサービス対価の用途を自由に変更することは許されず、電気料金として支払われたサービス対価の残額は、市に返還されなければならない。

2 監査対象事項

(1) 監査対象の特定

請求人は、平成 30 年度から令和 2 年度に SPC に対し支出した電気料金に係るサービス対価が不当であると主張している。

法第 242 条第 2 項は、監査請求は「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない」と規定しているため、監査対象期間が適正か検討する。

同項において、監査の対象となる支出は最近 1 年間における支出に限定され、平成 30 年度及び令和元年度の全部と、令和 2 年度の一部の支出は、請求人が主張する当該差額

の返還について、監査対象とならない。

ここで、財産の管理を怠る事実と捉えた場合、同項の規定は適用されず（昭和 53 年 6 月 23 日最高裁判決・昭和 52 年（行ツ）第 84 号）、財務会計上の「怠る事実」は、「真正怠る事実」と「不真正怠る事実」に分類される。そして、財務会計上の行為の違法又は不当とは無関係あるいはそれと異なる要因により実体法上の請求権が生じる「真正怠る事実」は対象とする監査請求に期限はないが、特定の財務会計上の行為が違法又は不当である場合に、当該行為が違法又は不当であることに基づいて実体法上の請求権が生じる「不真正怠る事実」は対象とする監査請求には期限があるとされている。

これを本件請求についてみると、請求人の主張を「SPC に対し不当な電気料金に係るサービス対価を支出することを容認した市長は、当該差額を返還請求すべきであるが怠っている」と捉えた場合、その支出自体が不当かを判断する必要があるため、「不真正怠る事実」として同項が適用され、監査対象期間は 1 年と解される（昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判決・昭和 57 年（行ツ）第 164 号）。よって監査対象は、本件請求を収受した令和 3 年 12 月 15 日より前 1 年間の支出に係る財産の管理を怠った不作為となり、それ以前は監査対象外となる。

一方、請求人の主張を「市長は、PFI 事業契約に則り電気料金に係るサービス対価を支出する際、請求人が考える適正な額、すなわち SPC の実際の電気料金の支払額と同一になるようにすべきであったが、それを怠った」と捉えた場合であっても、「違法又は不当にサービス対価を支払う状況にあったか」を判断する必要があり、「不真正怠る事実」として同項が適用されるため監査対象期間は 1 年と解され、それ以前は監査対象外となる。

よって、監査対象である一色三館の電気料金を含めた光熱水費に係るサービス対価を支出した財務会計行為は、令和 3 年 1 月、同年 4 月、7 月及び 10 月並びに令和 4 年 1 月に支出したもので、詳細は以下のとおりである。

施設所管課	支払年月日	サービス対価支払額
家庭児童支援課	令和 3 年 1 月 29 日	859,734 円
	令和 3 年 4 月 30 日	859,700 円
	令和 3 年 7 月 30 日	859,700 円
	令和 3 年 10 月 29 日	859,700 円
	令和 4 年 1 月 31 日	859,830 円
生涯学習課	令和 3 年 1 月 29 日	6,704,529 円
	令和 3 年 4 月 30 日	6,730,300 円
	令和 3 年 7 月 30 日	6,730,300 円
	令和 3 年 10 月 29 日	6,730,300 円
	令和 4 年 1 月 31 日	6,383,780 円
図書館	令和 3 年 1 月 29 日	2,557,034 円
	令和 3 年 4 月 30 日	2,513,600 円
	令和 3 年 7 月 30 日	2,513,600 円
	令和 3 年 10 月 29 日	2,513,600 円
	令和 4 年 1 月 31 日	2,513,640 円
文化財課	令和 3 年 1 月 29 日	584,899 円
	令和 3 年 4 月 30 日	584,800 円
	令和 3 年 7 月 30 日	584,800 円
	令和 3 年 10 月 29 日	584,800 円
	令和 4 年 1 月 31 日	580,130 円
合計		53,108,776 円

(2) 違法性の特定及び善管注意義務

住民監査請求において必要とされる、違法性あるいは不当性に係る主張は、請求の全体の趣旨からみて当該行為が具体的な理由により、法令に違反し、あるいは行政目的上不適当である旨を指摘すれば足り、特定の法令を挙げてこれに違反する旨までを常に適示しなければならないものではない。そして、本件請求の内容によれば、サービス対価の支出が違法又は不当な公金の支出である旨を主張しているとみることができるから、具体的な法令を直接挙げてはいないものの、その全体の趣旨からみて、法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条第 1 項等に違反していることを理由に、その支払いが違法又は不当となる旨主張しているといえる。

また、請求人が主張する善管注意義務は、法第 138 条の 2、148 条、149 条、153 条、及び 154 条並びに地方財政法第 8 条等に根拠規定を置くもので、特定の法令を挙示したものといえる。

(3) 住民監査請求制度と直接請求制度との相違

法第 242 条が規定する住民監査請求制度は、税金の用途及びその手続きに存する違法性・不当性の防止・除去が目的であるのに対し、法第 74 条以下が規定する直接請求制度は、住民の意思が地方公共団体の住民の一定数以上のまとまった形となり、それらの者の合同行為として請求がなされるものであり、住民の意思を地方公共団体の施策に反映させるための手段である。

また、住民監査請求制度は、地方公共団体の進路の変更等を求めるものではなく、その財務活動中にあると認められる違法性・不当性の有無の確認及びその予防・是正を求めるものであり、その行為について違法性・不当性が存在すること若しくは少なくともその疑いのあることが要件となるのに対し、法第 75 条が規定する地方公共団体の事務執行の内容について監査を求めるものは、地方公共団体の施策運営を変更し又はそれに特定のものを付加すべきことを求めることができ、地方公共団体の行為自体には特段のことがなくても請求できる。

以上のことから、請求人の主張のうち直接請求の内容にあたる部分は、本件請求の対象外となる。

3 監査の結果

(1) PFI 事業契約に基づく一色三館の電気料金に係るサービス対価の支払いの妥当性

ア 新電力契約と PFI 事業契約のプロセス

サービス対価の積算の根拠が不明であるとした請求人の主張から、新電力との契約の経緯と、一色三館の電気料金に係るサービス対価の支払いの根拠となる PFI 事業契約の締結までのプロセスについて、以下のとおりであることを確認した。

(ア) 平成 24 年 8 月 13 日

日本ロジテック協同組合と市の 75 施設（この内に一色三館を含む）を対象に電力需給契約（供給期間：平成 24 年 10 月 1 日から 1 年間）を締結した。

なお、従前の電力需給契約は旧中部電力株式会社であった。

(イ) 平成 25 年 9 月 25 日

日本ロジテック協同組合と電力需給契約（供給期間：平成 25 年 10 月 1 日から 1 年間）を締結した。

(ウ) 平成 26 年 9 月 26 日

日本ロジテック協同組合と電力需給契約（供給期間：平成 26 年 10 月 1 日から 3

年間) を締結した。

(エ) 平成 27 年 12 月 4 日

市が平成 27 年 3 月 31 日に公表した PFI 事業の選定及び募集要項(契約期間は 30 年)に対し、SPC が提案金額書を提出(平成 28 年 1 月 22 日優先交渉権者に決定)した。

(オ) 平成 28 年 3 月 11 日

平成 28 年 3 月 31 日をもって日本ロジテック協同組合が新電力事業を撤退することに伴い、丸紅新電力株式会社と市の 76 施設(この内に一色三館を含む)を対象に電力需給契約(供給期間:平成 28 年 4 月 1 日から 1 年間)を締結した。

(カ) 平成 28 年 5 月 23 日

SPC が一色三館の電気料金を含めた、PFI 事業契約(以降契約期間は 15 年)に係るサービス対価の総額を市に示した。

(キ) 平成 28 年 5 月 30 日

SPC と仮契約を締結した(平成 28 年 6 月 27 日議決により本契約となった)。

(ク) 平成 28 年 12 月 22 日

株式会社 F-Power と電力需給契約(供給期間:平成 29 年 4 月 1 日から 1 年間)を締結した。

(ケ) 平成 29 年 3 月 30 日

市と SPC は、覚書によりサービス対価支払計画書について合意した。内訳として、一色三館の電気料金、ガス料金及び水道料金を合算した光熱水費に係るサービス対価の年度毎の支払額が記載されていた。

(コ) 平成 29 年 12 月 22 日

株式会社 F-Power と電力需給契約(供給期間:平成 30 年 4 月 1 日から 1 年間)を締結した。

(サ) 平成 30 年 12 月 27 日

関西電力株式会社と市の 96 施設(この内に一色三館を含む)を対象に電力需給契約(供給期間:平成 31 年 4 月 1 日から 1 年間)を締結した。

以上が、新電力との契約状況と、PFI 事業契約締結のプロセスである。

一色三館の電気料金を含めた PFI 事業契約のサービス対価が SPC より示されたのは 3 度あり、1 度目は提案金額書の提出日の(エ)平成 27 年 12 月 4 日で、日本ロジテック協同組合と電力需給契約期間中であり、2 度目はサービス対価の総額が示された(カ)平成 28 年 5 月 23 日で、丸紅新電力株式会社と契約期間中、3 度目は覚書合意日の(ケ)平成 29 年 3 月 30 日で、株式会社 F-Power と契約期間中であったことをそれぞれ確認した。

上記 3 つの時点の全てにおいて、新電力各社との電力需給契約に基づく数値ではなく、一貫して平成 26 年度の公共施設白書(※)の数値が光熱水費に係るサービス対価の積算根拠として使用されていたことを確認したが、この理由について、平成 29 年 10 月 1 日に設置された PFI 事業検証室が平成 30 年 3 月に公表した「西尾市方式 PFI 事業 検証報告書・見直し方針(以下「検証報告書」という。)」から確認することはでき

なかった。

※：平成 23 年度に策定した「西尾市公共施設再配置基本計画」に基づき、公共施設の建築物の経過年数や利用状況、また維持管理経費や解体費用を客観的に調査・集計したもの

イ サービス対価の内容及び支払い

サービス対価の支払いが適切に行われていないとした請求人の主張から、サービス対価の内容及び支払いを規定した PFI 事業契約書及び覚書について、以下のとおりであることを確認した。

(ア) PFI 事業契約書について

同契約書において、サービス対価の内容及び支払いを規定したものは、以下のとおりである。

第 134 条（サービス対価の内容）

1. 甲から乙へのサービス対価の支払額は、別紙 8 に定める各費用により構成されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結にあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条に定める甲の議会による本契約締結に係る議決のための議案を甲の議会に付議するまでに（以下「本件付議」という。）、その合意により、サービス対価の詳細な内訳及び各支払時期に係る支払額を定め、甲はこれをもって別紙 8 を改訂の上で本件付議を行うことを確認する。①本件付議までに当該合意が行われなかった場合、又は、②甲又は乙のいずれかの責めに帰すべき事由により、かかる確認事項に反する本件付議が行われた場合、甲の議会の議決が得られたときでも、甲及び乙（①の場合）又は他方当事者（②の場合）は、自らその履行（準備行為を除く。）に着手するまでは本契約を解除することができ、本契約に基づく義務を免れることができる。

～略～

第 135 条（サービス対価の支払）

1. 甲は、本件事業に係るサービス対価を、別紙 8 及び前条第 2 項に基づき甲及び乙が合意したところに従い、支払うものとする。なお、当日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 19 号）に定める行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合はその前日までに支払うものとする。

～略～

5. 甲は、乙からサービス対価に係る請求書を受領した後、甲及び乙がその合意により別途定めるところに従い、対応するサービス対価を支払うものとする。

PFI 事業契約書第 134 条は、別紙 8 により一色三館の電気料金を含めた毎年度のサービス対価を定めることと、仮契約を本契約とするための議案を議会に付すにあたり、SPC と市双方が一色三館の電気料金を含めたサービス対価の詳細な内訳及び各時期の支払額を定める改訂に合意の後、議会に付すことを規定していることを確認した。

また、第 135 条は、PFI 事業契約に係るサービス対価を前条の別紙 8 等に基づき、双方の合意により市が支払うことと、別途定めるところに従い、請求及び支払事務を

履行することを規定していることを確認した。

なお、契約書第 134 条の規定について、仮契約締結の直前に、改修業務の一部の支払方法について SPC が預託金制度の活用を提案したが、議案の提出までに協議が整わなかったため、実施されていなかったことを検証報告書より確認した。

(イ) 覚書について

平成 29 年 3 月 30 日付けで締結された覚書は、本文及び別紙 1 から別紙 5 で構成されており、PFI 事業契約書の内容を明確化し、解釈等を補うことを目的として、サービス対価の詳細な内訳や支払額、支払方法を規定するものであった。

ここで、別紙 4 がサービス対価支払計画書であり、PFI 事業契約における買取業務、運営業務、維持管理業務、預託金、SPC 維持組成費から構成され、平成 58 年（令和 28 年）1 月までの支払額を定めており、一色三館の光熱水費に係るサービス対価の各支払時期の支払額及びその支払方法の詳細が規定されていることを確認したほか、別紙 2 において、一色三館の光熱水費を含めた物価スライドとして、消費者物価指数・東海地方の「光熱・水道」「電気」「ガス」（年度平均）を指標とし、3 年毎に見直しを行うこと及び平成 28 年度を基準として、以降 2 年間の実績において 3%以上の変動（上下）が見られた際に適用することを規定していることを確認した。

なお、サービス対価の詳細な内訳や支払額は、PFI 事業契約に係る議案において示されておらず、議決の時点で支払計画が存在しなかったことを検証報告書より確認した。

ウ PFI 事業契約に基づく一色三館の電気料金に係るサービス対価の支払いの妥当性判断

PFI 事業契約が適法に成立した事実と検証報告書から、SPC の提案金額は、市が PFI 事業の選定及び募集要項に記載した平成 26 年度当初予算要求額等の数値に基づく積算金額を下回り、3%の VFM（※）があったことを確認した。平成 25 年 4 月 1 日時点を基準日に集約した平成 26 年度の公共施設白書を根拠とした SPC の積算は、社会通念上、一定の合理性があることは否定できず、契約時点で市においてこれを全く根拠のないものとして反駁して退けることは不可能であった。そして、PFI 事業契約書及び覚書の「サービス対価の構成」の運営業務に対する対価の光熱水費の項目において、サービス対価の変更は、消費者物価指数・東海地方の「電気」（年度平均）を指標に物価スライドを適用して行うことを規定しており、請求人が主張する、一色三館の電気料金に係るサービス対価の支払いについて、積算根拠のない支払いは見受けられず、市長の善管注意義務違反があったとは認められない。

また、覚書別紙 4 のサービス対価支払計画書は、実績の反映を目的としておらず、PFI 事業契約が当初 30 年間の長期契約を想定しており、その時々適正なサービス対価を算出する必要があったことから、社会経済上の物価変動をサービス対価に合理的に反映させるための取り決めとして、一色三館のサービス対価を光熱水費と運営費に形式的に振り分けていたことを確認した。つまり、PFI 事業契約の特性上、契約当初から実績との乖離が生じることが予定されており、こうした前提を基に契約を締結した以上、市と SPC は各々の債務を履行する義務があると言える。

以上のことから、PFI 事業契約に基づく一色三館の電気料金に係るサービス対価は、物価変動の反映のため切り分けられた光熱水費に係るサービス対価の一部であり、平成 26 年度の公共施設白書、消費者物価指数・東海地方の「電気」（年度平均）、契約書及び覚書の物価スライド規定に基づき積算され、支払いは適切に履行されており、妥当なものであったと言える。

※：支払いに対し最も価値の高いサービスを供給するという考え方

VFMがある、とはPFI事業として実施することで、公共部門が自ら実施する場合と比較し、効率的かつ効果的に実施できる基準を満たすの意

(2) 当該差額の返還を求める根拠の有無

ア サービス対価の減額について

PFI事業契約書において、サービス対価の減額を規定したものは、以下のとおりである。

第135条（サービス対価の支払）

～略～

3. 甲の責に帰すべき事由により、各業務に係る費用（合理的な範囲の金融費用を含む。）が増加した場合、甲は、乙に対して、その増加費用を負担する。甲の指示、変更に起因して各業務に係る費用（合理的な範囲の金融費用を含む。）が減少した場合、その減少費用をサービス対価から減額するものとする。

～略～

PFI事業契約書第135条第3項は、サービス対価の増減を規定している。

市は、PFI事業契約見直しに係るSPCとの交渉等について業務委託契約を締結している弁護士より、「当条項はPFI事業契約で実施する事業を前提としており、双方の契約当事者を拘束すること、また事業と関係のない市の内部の変更、すなわち市とSPCではない他者との間の契約変更に伴う影響は、この規定に含まれると解することはできない」との説明を受けていることを確認した。

イ SPCとの協議の経緯

令和2年3月13日に市役所5階56会議室において、SPCとの調停関係の個別協議が実施されており、その中で当該差額を課題としており、協議の内容を以下のとおり確認した。

(ア) 当該差額の返還

市は、当該差額が生じている状況から、実態に合わせた支払いへの変更を主張したのに対し、SPCは、運営費に係るサービス対価の不足部分について、当該差額を運用して対応しており、サービス対価の総額により一色三館を運営していることを主張していた。

(イ) 当該差額が生じている理由の説明

- ・一色三館の電気料金に係るサービス対価の積算は、エネルギー単価が高額だった平成26年度の公共施設白書の数値を使用したためである。
- ・一色三館の運営を想定した際の上昇見込みが、実際と異なったためである。
- ・市が他の施設を含めた新電力需給契約に係る一括入札を行ったことにより、一色三館の電気料金が抑制されたためである。

(ウ) 物価スライドの解釈

物価変動の合理的な反映手段として光熱水費と運営費に振り分けており、それぞれ公正で透明度の高い指標の設定及び物価変動の適用手続きを取るため、PFI事業契約書及び覚書において物価スライドを規定している。

協議において、市は当該差額が生じている状況を是正する方法がないか、投げかけを

行ったのに対し、SPC は乖離の是正を前提としたサービス対価の組成は行われておらず、PFI 事業契約における物価スライドの規定及び解釈を交え、サービス対価を SPC の実際の支払額に合わせるという契約の大幅な変更は困難であるとの認識を示していたことが伺えた。

ウ 費目変更

PFI 事業契約書及び覚書並びに一色三館に係る指定管理者基本協定書、業務仕様書において、SPC はサービス対価を収入する際、光熱水費に係るサービス対価と運営費に係るサービス対価を切り分けて管理しなければならないとの規定はなく、それぞれの余剰部分の市への返還規定も存在しないことを確認した。また、一色三館の各館の収支決算報告書においても、光熱水費と運営費のサービス対価は合算して、指定管理料収入として扱われていたことを確認した。

また、市の予算の流用は、法第 220 条、西尾市予算決算会計規則第 16 条等が規定するとおり、一定の目的に充てた経費を抑制し、その財源を他の支出費目の増額に充当することをいい、予算の補正を行わないで、予算執行上の処理として行うものである。歳出予算の経費の金額は、各款の間において相互にこれを流用することができず、各項の経費の金額についても、原則として流用は禁止されているが、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、その流用が認められる。そして、目、節は、そのものが執行科目として市長が予算を執行するために設けられるもので、流用は禁止されていない。もっとも、市の予算の流用の規定を SPC に適用する根拠はいずれにもなく、SPC がサービス対価の流用を行ってはならないとする請求人の主張は採用できない。

エ 当該差額の考察

事実証明書 2 に基づき請求人が当該差額とした数値は、一色三館の各館の収支決算報告書における当初予算額と決算額の電気料金の差分の合計である。この当初予算額及び決算額の電気料金の中には、一色三館の指定管理者基本協定書において SPC の収入と規定した施設利用料金及び自主事業による収入の一部が含まれていた可能性は十分に推測でき、地方公共団体のように数次の補正による厳格な予算額の管理までを SPC が行わなければならない理由は PFI 事業契約書及びサービス対価の積算に含まれておらず、さらには当該項目は電気料金及びガス料金の合計であることから、請求人が当該差額とした数値は容認できない。

また、サービス対価を運営費と光熱水費に切り分けているのは、物価スライド規定で定めた指標を適用するための形式上のもので、電気料金を含めた光熱水費に係るサービス対価と SPC が実際に支払いを行った電気料金を比較対象とすべきではない。比較は PFI 事業契約書及び覚書に則り、一色三館の電気料金に係るサービス対価の物価スライド適用の指標である消費者物価指数・東海地方「電気代」(平成 27 年基準)の年度平均値で行うべきであり、その詳細は以下のとおりである。

(総務省統計局 HP より基準値を平成 28 年度に換算)

年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	(参考) R3 年度
対 H28 年度比	—	105.9	112.4	113.7	107.3	111.5

※計算結果は一例であり、(参考)R3 年度は令和 3 年 4 月から 12 月までの 9 か月間の平均値を利用している。

オ 市長の裁量

請求人は、「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを要請している法第 2 条第 14 項

及び「経費は、その目的を達するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」とする地方財政法第4条第1項の各規定等に違反する旨を主張している。

これらについて、「各規定は、いずれも地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本の方針を定めたものであって、かかる基本の方針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。

そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である（最高裁昭和53年10月4日大法廷判決・民集32巻7号1223頁参照。）（平成17年7月27日大阪高裁判決・平成16年（行コ）第66号）と判示されている。

市長の裁量に係る監査委員の見解は、上記判例と同様である。市長に広範な裁量権が与えられた趣旨に鑑みると、上記判例以上に監査委員が一般的規範、例えば協議の回数や濃度の基準を監査結果の中で明示することは相当でなく、またより具体的な要考慮事項や不可考慮事項を明らかにすることも困難である。

カ 当該差額の返還根拠に係る判断

PFI事業契約及び覚書に則ったサービス対価の支払い債務は、契約が有効に成立している間生じており、市はサービス対価を一方的に変更する根拠を有していない。従って、市はSPCに対し当該差額の返還を求めることは、現契約においてはできない。

仮に、実際にSPCが支払った電気料金に基づくサービス対価の支払いとすること、もしくは実際の支払額に対するサービス対価の精算をSPCに求めるのであれば、PFI事業契約書第155条「(解釈) 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。」に基づき、まずは契約書別紙8「サービス対価の構成」における運營業務に対する光熱水費の指標の見直しに係る協議を依頼し、合意を得るべきである。もっとも、新電力需給契約というPFI事業契約外の部分から契約書に基づかない変更をSPCに迫ることは、本件契約が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に則った手続きにより、必要な議会の議決を経て、受託者であるSPCとの間に適法・有効に成立したことに鑑み、信義則に反する行為である。

最後に、請求人は、議会における協議を行う旨の答弁に期待していたところであるが、交渉の経緯については先に述べたところであり、市長の交渉の努力という点において懈怠があったとまでいうことはできず、市長の裁量権の逸脱又は濫用があったとまでいうこともできない。

第5 監査委員の判断

監査した結果、監査対象事項において、違法性及び不当性は認められない。

第6 結論

以上のことから、本件請求における直接請求に係る部分及び監査対象外の財務会計行為に係る部分についてこれを却下し、監査対象となる財務会計行為について、請求人の主張に理由がないものと認め、これを棄却する。

(監査委員意見)

2045年にも起こり得ると言われる「シンギュラリティ」。日本語訳は「特異点」で、人工知能(AI)が人類の知能を超える転換点(技術的特異点)、またはそれにより人類の生活に大きな変化が起こる、という概念である。人類が便宜と快適さを追求して作ったAIが、人類の能力を超え、人類がAIを制御できなくなる可能性もあるといい、AIはAIの論理により自身の利益最大化のために作動し、もはや人類の倫理・道徳・常識を全く顧みないかもしれないという。果たして、シンギュラリティが起こるか否かは識者にも様々な意見があるようだが、誰にも確たることは言えない。

今後、爆発的な成長が見込めず負担が増すばかりの本市運営に対し、行財政改革の画期的な切り札として華々しく登場した「西尾市方式PFI事業」は、いつの間にかシンギュラリティが既に本市に訪れているのではないかと感じさせるものになってしまった。PFI事業は近年、本市のコントロールを既に失っており、今や市政最大の懸案事項である。

議会や説明会では幹部職員が何度も説明に苦慮する様子がみられ、SPCに対する評価は低下の一途を辿っている。監査委員は、職員がいつか心身の限界を迎えるのではないかと危惧し、SPCが日々何らかの不都合を抱えることになっているのではないかと心配している。職員は配属部署での職務を淡々と誠実にこなしているだけであろうし、SPCも会社法その他の法令に規定するとおりにステークホルダーに対する受託責任を誠実に果たそうとしているだけのことであろう。

市とSPCを不幸に陥れている原因は、やはり「PFI事業契約そのもの」があまりにも現実に即したものではなかったということに尽きる。契約変更に係る解釈など、契約の根本部分の見解が契約当事者双方で異なる現状から見ても、困難な契約を結んでしまったと言える。平成28年の議決に際し、反対・慎重の意見があったようだが皆西尾市の行く末を思い決断をしたところであり、一部では、当時の市幹部や賛成票を投じた議員に責任追及すべきとの意見も聞かれるが、そのようなことを今更議論しても詮無い話である。そもそも法的に有効に成立した契約を反故にすることは、法治国家では許されない。もっとも、そのPFI事業契約が今や本市にとっての最大の問題点となっていることは紛れもない事実である。

本件請求において、多くの事業の中の一つの事業、更にその中の一つの項目である一色三館の電気料金相当額の価格の妥当性は、各項目の詳細な金額が契約書に全く示されていない以上、検証することはほぼ不可能である。請求人の主張は、「電力需給契約の変更という市の努力によって電気料金が下がったのだから、電気料金を含めた委託料は下がった分の減額をすべし。」という趣旨であるが、これは「錯覚」としか言いようがない。もとより198億円の「内訳」がわからず、「事業ごとの支払計画」だけが明らかになっている現状からして、「PFI事業契約の委託料に占める一色三館の電気料金相当額」がいくらかは、全くわからない。よって、委託料に占める電気料金相当額と実際にSPCが支払っている電気料金が乖離しているか否かはわからない。

仮に、委託料に占める一色三館の電気料金相当額を「推測」できたとしても、SPCによる提案金額の提示時点あるいは契約時点においては、既に電力需給契約が変更されており、「委託料の内の電気料金相当額がいくらであったかを推測できたとしても、それは既に安くなった電気料金に基づいて算定していた」とも考えられるため、「契約時は高い電気料金で、令和3年は安い電気料金」だから「物価変動による委託料減額の規定に則り、委託料を減額すべし」、との主張は成り立たない。もし「令和3年の委託料の中の電気料金相当額が

高すぎる」ことを示すためには、「そもそも契約上の委託料が、契約書で規定する指標と比べて高かった」ことを証明しなければならない。

SPC の収支決算報告書において、光熱費の決算額が当初予算額より低くても、これは「電力需給契約の変更により低くなった。」とは言えない。予算作成時以前から電力供給会社の変更により電気料金は安くなっていたからである。

請求人が主張した「市が電力需給契約を変更したことにより、一色三館の電気料金が安くなったはず」は「錯覚」であり、請求人のみならず市民の多くも同様に「錯覚」した。では、なぜ「錯覚」したのか。そこには様々な理由が考えられるが、監査委員の個人的な感覚として以下の3点が考えられる。

- (1) そもそも市は税金の使い方がシビアではない、と市民の多くが思っていること。
- (2) 議会で市幹部は「電気料金が下がったため、見直し協議を行う」旨の答弁をしながら、その後発言を修正していないため、市民は見直しが行われると期待していること。
- (3) SPC は市との契約であっても利益を追求し、自分に不利なものは隠して少しでも多く儲けようと考えているはずだ、と市民の多くが思っていること。

等があるのではないか。

(1) に関して。いずれの市でも同じ問題であり、行政としては永遠のテーマと謙虚に受け止めなければならない。

(2) に関して。確かに、議会の答弁はより慎重に行っているようである。しかし、かつてある庶民宰相は「約束したら、必ず果たせ。できない約束はするな。」を旨としていたという。政治・行政の要諦であろう。議会で市幹部が「できる」と言えば、市民は「できる」と思うのが当然である。「法律上、あるいは契約上できない、しかし政治的にはやってみる」はあっても良い。しかし、できないものはごまかさずに「できない」と言うべきである。仮にその場では「できる」と確信していても、後日それが叶わないとわかったら、非難を浴びようと明確なアナウンスをして訂正を伝えるべきである。今回、担当部署は一色三館の電気料金相当額について、委託料の減額見直しに係る協議は行っていない、と答弁している。契約上変更を求めるのは無理であるため、という理由である。しかし、他の協議の際に併せて減額について打診しかけたが、全く相手にされず、それ以上の申入れは全くしなかった、というのが事実である。議会答弁とのニュアンスはかなり違うもので、これが市民に「錯覚」を起こさせていた要因の一つである。

(3) に関して。大変不幸な話である。心に不安があると、夜枯れ葉が飛ぶ様子を幽霊を見たと思ってしまうこともあるようである。確かにSPCの最近の様子を伝え聞いたところによると、市にとって不誠実な対応であるという。しかし上述のように、SPCはそのステークホルダーに対する受託責任を誠実に果たそうとしているだけではないか。巨額の損害賠償請求をFAX一枚で送りつける感覚には驚愕する人もいるが、司法関係者間においては重要書類のFAX送信などごく一般的なことであるという。裁判で認められるかどうかはさておいて、そもそも法的根拠の全くない請求をすること、また仮に訴訟を提起することは、それ自体何らかの法的制裁を受ける恐れがあり、弁護士もその職業生命を絶たれかねないため、法的根拠の全くない請求など行わないであろうと考える。しかし、市民感覚としてはSPCの行うことはすべからず不誠実だ、となるのかもしれない。

請求人は、陳述においてこのようなことを述べていた。曰く、「市長は一生懸命努力されている。監査請求に対する結果がどうであれ、市長に個人的賠償を求めるようなことにはなっていない。ただただ大切な西尾市の公金がこれ以上無駄に使われることは何としても食い止めて欲しい。」と。多くの善良な市民に共通する願いだと思いがながら承った。

「電力需給契約の変更によるサービス対価の変更」は棄却としたが、これからのSPCとの交渉や訴訟では、17万市民への受託責任を果たすために、市長はじめ市当局関係者のなお一層の努力を期待するものである。